

一般社団法人 理学療法科学学会
特殊職規程

(目的)

第1条 この規程は、特殊職に関する選出方法及び職責など必要な事項を定める。

(特殊職の種類)

第2条 特殊職とは、名誉会長・名誉会員・顧問・相談役である。

(選任基準)

第3条 特殊職の選出基準は以下のとおりである。

2. 名誉会長：長期に会長職を務められ、理事会で推薦されたもの
3. 名誉会員：多年にわたり本学会に在籍し、本学会の充実と発展のために多大な貢献が認められ、理事会で推薦され、総会で承認を得たもの
4. 顧問：会員以外で、本学会に専門的な指導、助言が得られる学識経験者で、会長が推薦したもの
5. 相談役：事業推進に著しく貢献を果たした本学会の会員で、会長が推薦したもの

(職責)

第4条 特殊職の職責は以下のとおりである。

2. 名誉会長および名誉会員は、評議員会、理事会にて意見を述べることができる。
3. 相談役、顧問は会長の諮問に応じ意見を具申することができる。

(任期)

第5条 特殊職の以下のとおりである。

2. 名誉会長、名誉会員は、本人の申し出、および学会の名誉を損なわない限り、永久に職を与える。
3. 相談役、顧問は、役員の任期に準じ、再任は妨げない。

(待遇)

第6条 特殊職は会費を免除することができる。顧問、相談役には手当を支給することができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を必要とする。

附則

1. この規程は、平成19年4月20日より施行する。
2. この規程は平成21年4月18日一部改正により施行する